

## 公正競争規約違反に対する措置等

(株)キュリア

神戸市灘区所在 免許更新回数(1)

《措置：厳重警告・違約金、義務講習会受講》

対象広告：自社ホームページ

### 賃貸住宅3物件

#### ■ おとり広告（契約済み物件）

- ◎ 既に契約済みであるにもかかわらず、取引することができるものとして少なくとも23日間継続して広告（2物件）。

#### ■ 取引内容の不当表示

- ◎ 「2人入居相談」「2人入居可」「ルームシェア可」 ⇒ 不可（3物件）
- ◎ 「事務所可」 ⇒ 不可（2物件）
- ◎ 「ベランダ」「バルコニー」 ⇒ いずれも存在しない（1物件）
- ◎ 「システムキッチン」 ⇒ 存在しない（1物件）
- ◎ 「シャワー」 ⇒ シャワーを浴びることは不可（1物件）

#### ■ 取引内容の不当表示及び過大な景品類の提供

- ◎ 「家具・家電付き」「コンロ2口以上」「冷蔵庫あり」「システムキッチン」「温水洗浄便座」  
⇒ これらの設備はいずれも存在せず、顧客からの要望があれば株式会社キュリアが景品類として提供するものであるが、かかる景品類の提供行為は過大な景品類の提供に該当  
(2物件)

※ (株)キュリアは当協議会から平成29年12月15日及び令和2年7月6日に違約金課徴の措置を、また、令和元年8月23日に警告の措置を受けている。

A社：大阪市阿倍野区所在 免許更新回数（5）

《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》

対象広告：ポータルサイト

#### 賃貸住宅2物件

##### ■ おとり広告（契約済み物件）

- ◎ 新規に情報公開後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、長いもので6か月半、短いもので5か月間継続して広告。

B社：大阪府堺市堺区所在 免許更新回数（4）

《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》

対象広告：ポータルサイト

#### 賃貸住宅4物件

##### ■ おとり広告（契約済み物件）

- ◎ 新規に情報公開後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、長いもので7か月半、短いもので少なくとも16日間継続して広告。